

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成21年3月6日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	ことについて
日程第2	会期の決定	日程第14
日程第3	平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について（総務文教常任委員会報告）	議案第12号 市道路線の廃止について
日程第4	平成21年度市政執行方針・教育行政執行方針	議案第13号 市道路線の認定について
日程第5	議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	日程第15
	議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6	議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第16
	議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第7	議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	日程第17
日程第8	議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正について	議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第9	議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第18
日程第10	議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第11	議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正について	日程第19
日程第12	議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第13	議案第11号 損害賠償の額を定める	日程第20
		議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
		日程第21
		議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
		日程第22
		議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
		日程第23
		議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
		日程第24
		議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算
		日程第25
		議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算
		日程第26
		議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算
		日程第27
		議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算
		議案第27号 平成21年度名寄市国

民健康保険特別会計予算		執行方針
議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算	日程第5	議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算		議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算	日程第6	議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算		議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	日程第7	議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	日程第8	議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正について
議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	日程第9	議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	日程第10	議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算	日程第11	議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正について
議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算	日程第12	議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第13	議案第11号 損害賠償の額を定めることについて
日程第29 報告第2号 専決処分した事件の報告について	日程第14	議案第12号 市道路線の廃止について
日程第30 報告第3号 専決処分した事件の報告について		議案第13号 市道路線の認定について
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	日程第15	議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
1. 本日の会議に付した事件	日程第16	議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第1 会議録署名議員指名	日程第17	議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第2 会期の決定	日程第18	議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第3 平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について（総務文教常任委員会報告）		
日程第4 平成21年度市政執行方針・教育行政		

日程第19	議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	院事業会計予算			
日程第20	議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算			
日程第21	議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	日程第28	報告第1号 専決処分した事件の報告について		
日程第22	議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	日程第29	報告第2号 専決処分した事件の報告について		
日程第23	議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	日程第30	報告第3号 専決処分した事件の報告について		
日程第24	議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	日程第31	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて		
日程第25	議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算	<hr/>			
日程第26	議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算	1. 出席議員(25名)			
日程第27	議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算	議長	26番	小野寺 一 知 議員	
	議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算	副議長	19番	熊谷 吉 正 議員	
	議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算		1番	佐藤 靖 議員	
	議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算		2番	植松 正 一 議員	
	議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算		3番	竹中 憲 之 議員	
	議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算		4番	川村 幸 栄 議員	
	議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算		5番	大石 健 二 議員	
	議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算		6番	佐々木 寿 議員	
	議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算		7番	持田 健 議員	
	議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算		8番	岩木 正文 議員	
	議案第36号 平成21年度名寄市病		9番	駒津 喜 一 議員	
			10番	佐藤 勝 議員	
			11番	日根野 正 敏 議員	
			12番	木戸口 真 議員	
			13番	高見 勉 議員	
			14番	渡辺 正 尚 議員	
			16番	山口 祐 司 議員	
			17番	田中 好 望 議員	
			18番	黒井 徹 議員	
			20番	川村 正 彦 議員	
			21番	谷内 司 議員	
			22番	田中 之 繁 議員	
			23番	東 千 春 議員	
			24番	宗片 浩 子 議員	
			25番	中野 秀 敏 議員	

1. 欠席議員（1名）

15番 高橋伸典 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 健一
書 記	間所 勝
書 記	松井 幸子
書 記	高久 晴三
書 記	熊谷 あけみ

1. 説明員

市 長	島 多慶志 君
副 市 長	中 尾 裕二 君
副 市 長	小 室 勝治 君
教 育 長	藤 原 忠 君
総 務 部 長	佐々木 雅之 君
生活福祉部長	吉 原 保 則 君
経 済 部 長	手間本 剛 君
建設水道部長	野間井 照之 君
教 育 部 長	山 内 豊 君
市立総合病院 事務部長	内 海 博 司 君
市立大学 事務局 長	三 澤 吉 巳 君
福祉事務所 長	小 山 龍 彦 君
上下水道室 長	和 田 博 君
会 計 室 長	成 田 勇 一 君
監 査 委 員	森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成21年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に高橋伸典議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

17番 田 中 好 望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月26日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月26日までの21日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成20年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、総務部長を初め担当職員の出席を願

い、1月15日及び2月13日の2回にわたり開催し、本条例の内容などについて担当職員から説明を受けた後、慎重に審査を行ったところであります。

付託されました議案は、市長の提案理由の説明にもありましたように、地方自治体において私法上の原因に基づいて発生する債権について、必要な措置を講じてもお徴収できない場合に、所要の条件のもとで債権放棄ができるようにするために条例を制定しようというものであります。

これまで市が抱える債権については、地方自治法及び地方税法などの公法上の債権として回収に努めてきましたが、最高裁判例によって水道料金、病院診療費、住宅使用料などについては民法適用の私法上の債権に属するものとなりました。これにより市が債権放棄する場合は、法的に実施困難な諸条件を満たす必要があり、回収見込みが立たない債権も永久に消滅せずに不納欠損処理もできない状況となるなどの説明がありました。

各委員から出されました主な質疑では、条例施行により債権が安易に放棄される状況に至らないのかとの質問に対しては、債権放棄の前段措置として、債権の保全に全力を尽くすのは当然。消滅時効により回収不能となる事態を招かないよう時効を中断させる手だてを厳格に実行していくとの答弁がありました。

さらに、必要な措置を講じたにもかかわらず徴収することができない場合とは、消滅時効が完成したときとは、債権放棄の基準はの質問に対し、法令に基づき早期納入を求める督促を行った上で、なお納入がない場合に一括納入または分割して納入することを約束させる。これら履行を求めたにもかかわらず、納入に応じない場合を想定している。債務者が時効の援用を主張しなかった場合は、本来債権の放棄ができないことになることから、特例措置として債権放棄ができる対象とするための規定、消滅時効の期間が経過しても債権放棄する場合、しない場合がある。債権放棄する場合は、

督促、納入契約書の作成及び誓約内容の履行に応じた経緯があり、その後生活困窮などの理由により徴収困難に立ち至ったケース。これに対して、督促などの措置に全く応じないケースについては債権放棄をせずに市に請求権を残すと答弁がありました。

また、条文表現にかかわって、失踪と行方不明の違いとはとの質問があり、失踪とは家庭裁判所の失踪宣告確定後に消息不明者の家族から市民課に失踪届があった場合を想定しており、失踪には蒸発、家出などにより7年以上消息不明の普通失踪、災害、事故などで1年経過した特別失踪がある。これに対して、居所がわからず連絡がとれない場合が一般的な意味で行方不明を使っていると説明がありましたが、表現方法について議論となったところであります。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定につきましては、第2条第2号中の「、失踪」を削る原案の一部修正案が全委員より提出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成20年第4回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 これより平成21年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成21年度市政執行方針を行います。島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。平成21年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

新しい名寄市が誕生してから4年目となります。

私は、市民の融和を基本に、100年有余の歴史に培われたそれぞれの地域と人の力を結集して、「住んで良かったと思えるまち」を実感していただけるまちづくりを積極的に進めてまいりました。

しかし、国の構造改革が進展する中で、財政破綻に象徴されるように、多くの地方自治体が疲弊に苦しみ、地域間格差の拡大が顕在化してきました。

さらに、昨年アメリカ発の世界的な金融危機は、100年に1度の緊急事態と言われ、自動車・家電など輸出産業を中心に大きな衝撃を与え、雇用の崩壊、消費の急激な縮小など、わが国の経済を根底から揺るがし、今後数年間、本市の厳しい行財政運営にも拍車がかかるものと考えています。

こうした状況だからこそ、合併による行財政へのさまざまなメリットを最大限に活用し、総合計画に掲げる施策、事業を着実に実行することで、目標とする将来像の実現に努めてまいります。

また、施策の推進にあたっては、「市民と行政との協働のまちづくり」を基本とし、課題の解決を先送りせず、しっかりと将来を見据えて、全力

で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

自立した活力あるまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加することが大切です。

そのためには、まちづくりに必要な情報の提供、地域における支え合いと市民が参加できる仕組みが必要であり、（仮称）「自治基本条例」の制定と小学校区を区域とする地域連絡協議会との連携及び支援に取り組んでまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

市税など収入が減少し続ける中で、総合計画を着実に実施するため、行財政改革の強化と組織・機構のスリム化、事務・事業の一元化を推進してまいります。また、名寄・風連両地区の類似する公共施設の統廃合及び老朽化に伴う改修計画の具体的な検討を行います。

さらに、職員の資質向上は重要な課題であり、庁内講師による新人職員研修の実施など、研修の充実に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興」についてです。

地域経済の活性化と雇用確保を図るためには、基幹産業の農業や製造業等が元気に展開し、観光振興による交流人口拡大が重要です。

産学官の連携を強化し、食の安全、地産地消、農畜産物のブランド化、まちなかの賑わいづくりに取り組んでまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成21年度の予算編成について申し上げます。

国の平成21年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に基づき、

財政健全化に向けた基本的方向性を維持しながら、一方では、世界の経済金融情勢の急激な変化を受け、歳入環境が急速に悪化している状況を念頭に、国民生活と日本経済を守ることを最優先に編成されました。

一方、地方財政対策については、「基本方針2006」等に沿った国の歳出予算に合わせて、給与関係経費や地方単独事業が抑制されたものの、厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえ、生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税の増額などが盛り込まれ、総額は8兆2兆5,557億円と、前年度に比べて1パーセントの減となりました。

このうち、地方交付税は1兆5兆8,202億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は2兆9,688億円となり、前年度比15.0パーセントの大幅な伸び率となりました。また、地方交付税の中に、歳出の特別枠として、昨年「地方再生対策費」に加え、新たに、「地域雇用創出推進費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

名寄市の平成21年度各会計予算は、地方公共団体の財政健全化法に基づく財政の健全化、行財政改革の着実な推進を念頭に、総合計画の具現化を最優先に編成いたしました。

新規事業では、東小学校屋内運動場実施設計、認定こども園運営支援事業、南2丁目通踏切拡幅改良事業、市街地再開発事業における地域交流センター取得事業などを、また、継続事業では、市立天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、住宅リフォーム促進助成事業など、ハード・ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮いたしました。

一般会計の予算案は199億8,215万4,000円で、前年度比8.1パーセント、14億9,796万1,000円の増額となりました。

9つの特別会計予算案は、前年度比3.7パーセント減の84億4,366万9,000円、企業会計

予算案は、前年度比12.3パーセント増の115億3,516万9,000円、全会計の総額では、前年度比6.5パーセント増の399億6,099万2,000円となりました。

また、風連特例区会計の予算案は、前年度比13.1パーセント減の6,152万5,000円となりました。

財源調整的な財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営も限界に来ていることから、昨年、行財政改革推進実施本部を立ち上げ、既得権や既存概念にとらわれず、あらゆる事業の見直しを進めています。

平成21年度も引き続き、スピード感を持って行財政改革に取り組むことで財源確保を図り、受益と負担のバランスを調整しながら、将来の世代に負の遺産を残すことがないように、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民が中心となって、まちづくりを進めるためには市民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、協働についての共通認識を持ち、まちづくりを推進する必要があります。そのためには、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階等において、積極的な市民参加や行政運営のルールを定める（仮称）「自治基本条例」の制定に向け、市民懇話会で検討を進めているところです。

また、行政情報の積極的な提供と共有により、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区振興のために「合併特例区協議会」との連携を深め、事務事業の円滑な推進に努めるとともに、風連地区での住民自治組織（町内会）制度への移行に向け、地域の意向を尊重し、世帯数の減少・高齢化などの現実を直視し、将来を見据えた区域の再編となるよう努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

地域のコミュニティ活動の活性化を推進するため、各寄地区においては地域に根ざした単位町内会が、小学校区域毎の広域的な枠組みの中で、それぞれの地域の課題や問題を明らかにし、相互に共有して連携、協力しながら自立した事業活動が行える「地域連絡協議会」などの設置を進めており、引き続きその活動を支援してまいります。

また、町内会は住民の最も身近な自治組織であり、地域自治の原点であることから、自主的な地域活動に対する支援や、活動拠点となる町内会館の整備などについても継続して支援してまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成21年度からの電算処理による戸籍事務の開始に向け、平成19年度から戸籍のデータ化、及びシステム整備を進めてまいりました。本年3月末にこれらの整備が完了し、職員の操作研修を終えた本年6月1日より電算処理による戸籍事務の提供を開始いたします。戸籍事務の効率化、迅速化、個人情報保護の強化などにより、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流につきましては、姉妹都市提携40周年を迎えるカナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区との交流は、友好委員会が中心となりリンゼイ訪問団を招待し、8月末に記念式典を予定しています。また、平成21年度の交換学生の交流では、リンゼイから学生を受け入れる予定となっています。

一方、ロシア・ドーリンスク市との交流では、市民訪問団を受け入れ、教育や文化などの交流を通じて友好親善に努めてまいります。

今後も、さらなる友好親善につながるよう、それぞれの友好委員会を中心に取り組みを進めてまいります。

国内交流につきましては、東京都杉並区・山形

県鶴岡市藤島との間で、子どもたちも含めた人的交流や特産品などの販売活動に取り組み、さらに充実した交流になるよう努めてまいります。

東京なよろ会など、ふるさと会につきましては、名寄市の情報を発信し、人的・経済交流が広がるよう積極的に取り組みを進めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

国は、新たな地域活性化に向けた取り組みとして「定住自立圏構想」を推進する方針を打ち出しました。その一方で、当初の役割は終えたとして、平成20年度をもって「広域行政圏計画策定要綱」などの広域行政圏施策の廃止が通知されています。

「定住自立圏構想」は、少なくとも人口4万人を超える中心市と周辺市町村が、定住のために必要な生活機能を確保するため、各分野での協定により役割を分担し、相互連携により地方圏から人口流出を食い止め、圏域全体の活性化を図ることを目的としており、特別交付税による財源措置も講じられることになっています。

上川北部地域においては、隣接する士別市と本市を合わせた人口が4万人を超え、複眼型と言われる2市での中心市として、本構想の要件を満たすものとなっています。

上川北部地区広域市町村圏振興協議会会長を担当する本市としては、衛生、消防の一部事務組合をはじめとする広域連携を引き続き推進するとともに、上川北部各市町村と連携の上、現時点では具体的な内容が明らかとなっていない「定住自立圏構想」について、内容の把握に努めた研究を進めてまいります。

昨年4月に「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置し、社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営の取り組みを進めているところです。新たな財政健全化法の成立により一層の行財政改革が求められている中、今後も、事務事業の一元化、組織・機構の見直しなどを進めてまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

母子保健事業では、安全で安心な出産のための妊婦健診の費用助成を14回まで拡大し、医療機関等との連携を強化し、安心して出産できる体制を整備してまいります。

また、子育ての不安や負担感を解消する、育児支援強化対策として母子支援専門員を配置し、安心して子供を生み育てる環境づくりに努めてまいります。

特定健診につきましては、保健指導の充実や、がん検診等の受診率の向上、生活習慣病の予防等を推進し、市民が自らの健康の保持・増進を図ることができるよう取り組んでまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

平成21年度は、名寄市立総合病院改革プランの計画初年度です。改革プランは、経営の効率化と再編・ネットワーク化、及び経営主体の見直しの3つを視点としています。特に経営の効率化につきましては、医療に対する経営環境が厳しいなかで、計画書で掲げられている項目を着実に推進し、目標の達成に努めてまいります。

次に、診療につきましては、道北第3次医療圏の地方センター病院として、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用するため、引き続き、地域の病院・診療所との連携を図ってまいります。併せて、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進してまいります。

また、昨年、救急外来、ICU病棟を増改築したことにより、当院のハード面としての診療機能が一段と高められました。今後は、医師をはじめとする医療スタッフの人材確保に努め、診療・看護体制の充実を図ってまいります。特に、新たに総合診療科を設け、複数の疾患を持った高齢者に対して、効率的な医療を提供したいと考えています。

現在、過疎化・少子高齢化が進展する中で、医療を確保することが益々重要になっていますが、

住民の医療に対する信頼を得るには、第三者による客観的評価を受け、的確に対応していく必要があります。当院は、平成11年度と16年度の二度にわたり、日本医療機能評価機構が実施している「病院機能評価」の認定を受けています。平成21年度が三度目の認定更新の年となっており、評価基準も毎回厳しくなっていますが、真に患者に信頼される病院として、職員が一丸となり、認定されるよう努力してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

平成21年4月から、保育のガイドラインである、保育所保育指針が改定されます。

新しい指針は、一つには、指針適用に、実施義務から基本原則までその効力に弾力性を持たせる。二つには、保育の質の向上にかかる創意工夫を求める。三つには、保育の内容と運営に関し、取り組みの明確化を図る。四つには、保育指針の明解性を高めるため、内容、記述の見直しを行い、保育現場での実践の記録が、保護者の理解に役立つ資料としての活用も視野に入れたものとなっています。

市内各保育所が連携し、新しい指針に沿った保育要領を策定し実践する中で、今後も保護者の要請に応える保育行政を推進してまいります。

次に、認定こども園について申し上げます。

一時保育・延長保育、子育て支援センターのほか、本市では初めてとなる病後児保育など、民間活力を導入した「認定こども園」としての体制が整いましたので、本年4月から実施してまいります。

同時に、閉所となる中央保育所は3月27日に閉所式を行い、38年間の歴史に幕を閉じます。御利用いただきました保護者の皆さん、並びに関係各位に対しまして、これまでの御指導、御協力に心から感謝申し上げます。

平成21年1月末における65歳以上の高齢者人口は8,146人で、高齢化率が26.1パーセントと、依然として高齢化が進んでいます。

高齢化対策として、昨年立ち上げた「名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク」並びに「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実を図るとともに、認知症対策も含めて、支援を必要とする方々には、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉・介護などのさまざまなサービスを、継続的・包括的に提供できるよう努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者の自立や社会参加を促進する「第2期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、障がい者が必要な福祉サービスや事業の円滑な提供と、地域生活への移行を促進する環境づくりとして、社会福祉法人等が行う共同生活の整備に要する経費の一部を支援してまいります。

また、北海道医療給付制度が改正され、精神障がい者にも外来医療費が拡大されましたので、重度心身障害者医療費給付事業等を改正し、引き続き給付事業を実施してまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

再資源化の取り組みとして、古着・古布の回収、廃食用油のリサイクルを引き続き実施すると共に、「ごみ分別ガイドブック」を改訂し、さらなる分別の徹底を推進してまいります。

環境美化活動の推進では、環境衛生推進員を中心に、町内会及び行政区等の協力連携により、清掃週間の実施など、清掃活動に取り組んでまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

去年は、住宅火災で高齢者3名が焼死したことを踏まえ、消防団員と署員による、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置促進など、防火対策を推進してまいります。

消防体制につきましては、本署及び出張所の出動体制の強化、並びに消防団との連携による効率的な部隊運用を図るとともに、出張所勤務の救急救命士を増員し、救急業務の充実・高度化を推進

してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

市民が悲惨な交通事故の当事者にならないため、関係機関・団体や、地域と連携を深めながら、高齢者対策や冬期対策など本市の地域特性に応じた安全対策を進め、交通事故の撲滅を目標に、幅広い交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

去年は、不幸にも凶悪事件や不審者による、子ども達への声かけ事案が発生するなど、これまでの名寄市では考えられない犯罪の凶悪化が見られました。

市民がこの様な事件、事故に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携を図り、犯罪防止に向けた適切な情報提供を行い、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成15年度より着工し、20棟40戸が完成し、事業を終了いたしました。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅として、昨年9月に着工いたしました（仮称）南団地1棟34戸（鉄筋コンクリート造5階建て）の完成を、平成21年10月に予定しています。

また、平成21年度の現地建替事業は、平成22年度工事の実施設計と、解体工事10棟40戸の発注を予定しています。

改善事業では、全団地を対象に住宅火災警報器の設置を平成21年度から2ヵ年で実施してまいります。

次に、市街地再開発事業について申し上げます。

本事業の施行者「株式会社ふうれん」は、特定業務代行者に平成22年度までの工事を一括発注しており、平成20年度施工分は、今月完成いたします。

平成21年度は、地域交流センターや、道北なよろ農業協同組合等の建築工事に着手してまいります。

次に、公園の整備について申し上げます。

天塩川さざなみ公園内の河川敷パークゴルフ場は、36ホールのうち18ホールを昨年6月に一部開園しました。

下流側18ホールは、芝養生のあと6月末に全面開園の予定となっています。

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定的に供給するため、老朽管更新と配水管網整備を進めてまいります。

また、今後も水需要に対応するため、サンルダム建設事業に参画し、安定的な水源確保の取り組みを行ってまいります。

平成21年度は、第2期拡張事業として、国道239号17線から18線間の配水管を布設いたします。老朽管更新事業では、緑丘16線及び道道朱鞠内風連線を更新するほか、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄を継続して実施してまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

区域内での管網整備はほぼ完了し、今後は、施設の老朽化に伴う機器更新を進めてまいります。

平成21年度は、供用開始から28年経過した処理場受変電設備の更新を行い、安定した維持管理ができるよう努めてまいります。

合流式下水道改善対策として、平成18年度から建設を進めていた下水処理場雨水滞水池が、平成21年4月から供用を開始いたします。

合併浄化槽整備事業は、農村部における快適な生活環境向上のため、10基の設置を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連の新規事業は、道路特定財源が見直され、新たに創設される（仮称）地域活力基盤創造交付金により、これまで東地区から要望のあった南2丁目通踏切拡幅改良事業と、安全安心な道路整備として、南小学校や名寄中学校の通学路で、沿線に総合福祉センターなど公共施設が所在する、南11丁目東通改良舗装工事に着手してまいります。

継続事業は、加東橋架替工事を含む19線道路改良ほか4路線を実施してまいります。

まちづくり交付金では、特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」前の北栄2丁目線歩道改修事業を実施してまいります。

また、豊栄川河川総合流域防災事業による、徳田しらかば橋改良新設のため、17線道路の迂回道路となる、徳田しらかば1号線改良舗装を、北海道の委託工事として実施してまいります。

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の公共交通機関を確保するため、バス路線維持対策を推進してまいりましたが、利用者の減少など地域交通を取り巻く情勢は一層厳しさが増えています。

このため、「名寄市地域公共交通会議」を設置し、新たな公共交通システムや、現行バスの効率的な運行体系について議論をいただくとともに、住民説明会などを通じ「名寄市地域公共交通総合連携計画」の策定に向けた調査・検討・実証運行事業を実施してまいります。

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境の確保と、市民生活や生産活動を維持するため、名寄地区において車道292キロメートル、歩道34キロメートル、風連地区は、車道154キロメートル、歩道20キロメートルの実施を予定しています。

排雪は、道路幅員確保・交通安全対策のため、カット排雪、交差点排雪を重点に実施してまいります。

効率的・効果的な除排雪体制とするため、排雪ダンプ助成事業、市道・私道除排雪助成事業を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

食品の偽装表示・輸入食品の汚染等、食料に対する国民の不安が高まっています。また、資材価格・輸入飼料の高騰、耕作放棄地の増加、及び担い手不足、高齢化の進行により、農村地域の活力が一層低下し、食料・農業・農村を巡る情勢が大

きく変化しています。このため国は、国際情勢への対応や食料自給率の向上には、諸課題への対策をさらに促進していく必要があるとして、「食料・農業・農村基本計画」の見直しを含め、緊急的な対策、中長期的な対策を講じることとしています。

本市としては、制度内容の十分な検討と併せ、関係団体との連携協力により、担い手育成や産地づくりに取り組み、農家経済の安定に努めてまいります。

次に、食育及び地産地消の推進について申し上げます。

食育推進につきましては、名寄市食育推進計画に基づき、総合的な食育の推進を図るため、「名寄市食育推進協議会」が昨年設置されました。食育を主体的に取り組むため、市民・地域・行政・関係団体等が連携・協力し、課題の改善を図ります。また、良質で安全な農畜産物の地産地消推進の取り組みも進めてまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成21年度産米の配分につきましては、北海道への配分が1.13パーセント増加したことにより、もち米は160トンの増となりました。また、在庫数量の解消を目的に2ヶ年実施してきました10パーセント自主削減が終了することとなりました。うるち米につきましては、北海道ガイドラインの見直しにより、1ランクアップのⅡランクとなり若干の増となっています。また、「こめごころ」等地場産ブランドを活用し、地産地消と消費拡大に努めてまいります。

国の産地づくり対策は、既存産地の取り組みを継続するとともに、自給率・自給力向上に向けた効果が高まるよう見直すとして、新たに平成21年度から23年度までの対策となりました。交付金等の関連予算は、昨年度並に約11億円を見込んでいます。また、転作の拡大など、新たに自給率向上の戦略作物（米粉、麦、大豆等）を作付け拡大した場合の対策として、「水田等有効活用促

進対策」が創設され、現在、名寄地域水田農業推進協議会等で議論を進めています。産地確立交付金等を有効活用し、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成や経営体の安定・強化を図ってまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

中山間事業は、平成17年度に2期目の対策が始まり、平成21年度で5年間の対策が終了します。平成21年度予算は、名寄地域集落で3,273万円、風連地域集落で7,587万円の交付見込みとなっています。平成22年度以降については、全道的にも継続の要望が強く、本市といたしましても継続に向け要望してまいります。平成19年度に始まった農地・水・環境保全向上対策は、平成20年度で9地区となり、ほぼ全市的な取り組みとなりました。平成21年度交付額は、1億6,477万円が見込まれ、地域の共同活動を支援してまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

肥料高騰により、土壌診断に基づいた施肥設計の見直しによる肥料低減が進められており、農業振興センターにおける診断件数も倍増となっています。今後、適切な診断・指導に努めてまいります。また、営農指導、試験・展示ほ場の設置、組織培養による優良種苗の提供等を実施してまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

世界的な穀物価格の高騰などに連動し、配合飼料価格も値上がりが続ぎ、酪農・畜産経営は多大な影響を受けています。今後は、飼料自給率や生産性の向上を図り、自給飼料基盤に立脚した経営に取り組むことが重要な課題となります。関係機関と連携し、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。

公共牧野事業につきましては、名寄市営牧野及び母子里地区共同牧場への預託放牧を奨励し、効

率的で適正な管理運営に努めてまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食品業界の再編による生産現場の統廃合が進み、突然の工場閉鎖で地域経済に大きな影響を与えることが、深刻な問題となっています。幸いにも、当市で操業しているニチロ畜産株式会社では、食肉加工施設を継続するとともに、処理頭数の増頭を計画しています。

本市としては、雇用の拡大及び道北の食肉生産基地としての畜産振興、地域活性化を推進するためにも、老朽化したと畜施設の調査を行い、改修等の検討をしてまいります。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

いずれも道営事業で継続中の、東豊地区・瑞生地区・共和地区と新規の名寄東地区は、従前の「経営体育成基盤整備事業」から補助率の有利な「農地集積加速化基盤整備事業」で実施してまいります。

また、「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区・名寄地区、弥生地区では「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」を継続して実施いたします。これらの事業は、道単独事業の「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の対象事業であり、北海道と連携を取りながら、受益者の負担軽減に努めてまいります。なお、東豊地区と風連地区については今年度で事業完了の予定です。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業の情勢は、世界経済の悪化により大変厳しくなっています。反面、森林の持つ多面的な機能が見直され、地球環境の維持・保全に重大な役割が期待されています。森林の健全な育成を図るため、民有林の間伐事業に対して支援してまいります。また、上川北部森林組合や北森協同組合が原木取扱の増に対応し、素材の生産量を上げるため計画している高性能機械の導入に対し、国の補助を受けて助成してまいります。

次に、商工業関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによると、企業の景況感を示す業況判断指数（DI値）は、昨年7月から12月までの実績で、昨年同様マイナス基調で推移しています。概況では、全ての業種に厳しさがうかがえ、経営環境もより厳しさを強め、今後の見通しにつきましても、引き続き停滞感を強めている状況となっています。

昨年12月に発売されたプレミアム付「なよろ地域商品券」が、国の追加経済対策を受け、本年1月に地域商品券販売促進事業として、「なよろ全市連合大売り出し実行委員会」の主催で実施され、販売初日に4,000セットが完売となりました。今後、支給予定の定額給付金と併せ、地元商店での販売促進や消費拡大に期待するところです。

次に、北海道が主催する「いってみたい商店街&お店北海道表彰」の個人部門において、東洋肉店が大賞に選ばれました。この賞は、羊肉のオリジナル商品や生ハムなど、インターネット販売で道内外に販路を拡大した新たな取り組みが、受賞の大きな理由となったものです。受賞を記念して2月26日には優良事例の情報発信の場として「記念フォーラムin名寄」が開催されました。今後の活動と、魅力ある个性的なお店づくりへの取り組みに期待するところです。

住宅リフォーム促進助成事業につきましては、最終年次になることから、一層の周知を図り、混乱の生じない対応に努め、3カ年事業として総仕上げを行ってまいります。

公設市場につきましては、流通変革、人口減などによって、取扱量・取扱高の減少となっており、引き続き厳しい状況にあります。丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、地場野菜の量的確保と価格の安定化を図り、販路拡大、経費削減等経営努力を続けております。今後も名寄地方の台所として安全・安心な生鮮食料品の安定供給に努力を促すとともに、引き続き支援してまいります。

次に、中心市街地活性化基本計画の策定について申し上げます。

これまで多くの方々の御意見・御提言をいただき策定作業を進めてきており、予定される事業につきましても、ブロック毎の事業精査を含め、詰めの作業に入っています。駅横の事業につきましても、バス待合所を併設した複合施設と、商業施設・まちなか居住で事業展開する案となっています。並行してそれぞれの事業が機能発揮できるよう、関係機関団体と十分な協議を行ない、作業手順に沿って熟度を高めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

道内の昨年12月の雇用情勢によると、有効求人倍率は、前年同月を0.08ポイント下回る0.41で、4年7カ月ぶりの低水準でした。当地方における昨年12月の有効求人倍率は、0.48ポイントで、大型商業施設から求人がなかったため、前年同月比で0.21ポイント減少となっています。今春の高校卒業者の就職内定率は64.7%で前年同期と比べ8.4ポイント減少しており、厳しい状況となっています。今後も求職情報を的確に提供できるよう関係機関と連携しながら推進してまいります。

今回、国の第二次補正予算で、緊急雇用対策等が講じられましたので、ハローワークと連携を図りながら、制度の有効活用と雇用の促進に努めてまいります。

市民会館の改修につきましては、平成21年度に市民文化センター大ホール建設についての庁内プロジェクトチームを設置し、検討を進めることとしました。したがって、市民会館の耐力度調査は見送り、必要最低限の修繕をしながら御利用いただくこととなりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光について申し上げます。

昨年は、道の駅の開設、道立公園サンピラーパークの全面開園により、上半期の観光入り込み客数が前年度を大きく上回りました。ひまわり畑、

健康の森、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など観光資源の豊かさを最大限活用できるよう、観光協会、指定管理者受託企業や道北観光連盟とも連携し、交流人口拡大の推進と情報発信に努め、地域の活性化につながる取り組みを行ってまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第1リフト滑車ベアリング交換工事を行い、安全で安心して楽しめるスキー場として整備いたします。平成21年度も未就学児のリフト無料化、スキーこどもの日として小中学生リフト無料開放日を設定するなど、多くのイベントを企画し、家族連れでも楽しんでいただけるスキー場となるよう努めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

名寄市立大学は、本年4月に新入学生を迎え、全学年完成となり、平成22年3月には最初の卒業生を社会に送り出すこととなります。教育研究の向上と就職・進路への支援に努めるとともに、教員組織の充実や地域貢献活動に取り組んでまいります。

平成21年度の一般入試状況は、短期大学部児童学科の試験を2月1日に行ない、入学定員25名のところ45名の志願・受験となり、2月9日に37名の合格者を発表しました。

大学保健福祉学部については、前・後期合わせた入学定員85名に対し371名の出願となり、3学科平均倍率は4.4倍となりました。

前期では、栄養学科定員21名に対し志願者は64名で倍率3.0倍、看護学科定員25名に対し78名が志願し倍率3.1倍、社会福祉学科定員25名に対し71名が志願し倍率2.8倍となり、3学科全体で入学定員71名のところ志願者は213名、平均倍率は前年を0.6ポイント下回り3.0倍となりました。

2月25日には、札幌と名寄の2会場で試験を実施し、3月5日に合格者を発表しました。また、

後期試験は3月12日に行い、3月20日に合格者の発表を予定しており、今後、新入学生の受け入れに万全を期してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考えを申し上げました。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成21年度の市政執行方針といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、平成21年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、平成21年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、名寄市の教育活動は新しい名寄市が誕生して以来、年々充実が図られてまいりました。新年度も引き続き「知性と感性をみがき、こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、希望に輝くまちづくり」を目指して、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進に努めてまいります。

国では、昨年3月に小中学校の新しい学習指導要領を告示いたしました。これに基づき新年度からは教育課程編成の手引きの作成に着手するとともに、本格実施に向けての移行措置に取り組むこととなります。

また、学校教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改定されたことに伴い、学校は教育活動その他の学校運営の状況について学校評価を行い、その評価結果に基づいて改善のための必要な措置を講ずることが義務づけられるとともに、教育委員会の諸活動に係る点検評価に取り組むこととなります。

これらを踏まえ、名寄市におきましても、その適切な対応に努め、今後の国の動向も見きわめてまいりたいと考えております。

平成21年度における全国学力・学習状況調査

の実施にあたりましては、名寄市も引き続き参加し、子どもたちの学力・学習状況の更なる把握とその対応に努めてまいります。

併せて、昨年度より実施されました全国体力・運動能力、運動習慣等調査にも参加し、子どもたちの体力や運動習慣の実態を把握するとともに、今後の体力向上の資料として活用してまいりたいと考えております。

北海道教育委員会では、「自立」と「共生」を北海道教育の基本理念として定め、平成20年度より新長期総合計画がスタートいたしました。また、教職員の意欲と資質の向上を目指して「学校職員評価制度」が新たに導入されました。これら諸施策についても道の今後の動きをしっかりと把握し適切な対応に努めてまいります。

名寄市におきましては、平成20年度全国学力・学習状況調査に基づいた名寄市における指導改善プランが策定され、去る12月に名寄市教育研究所から報告を受けたところであります。

今回は各学校における学習活動のあり方と併せて、家庭での学習環境に視点をあてた5つの提言、23の方策が示されており、新年度における教育活動推進の指針としてまいりたいと考えております。

また、平成20年度に発足いたしました名寄市小中学校生徒指導連絡協議会では、全国的に生徒指導上の問題が多発している中、名寄市における事故の未然防止に係る様々な取り組みについて議論を深めているところでありますが、生徒指導に係わりましては今年度も引き続き重点施策の一つとして取り組んでまいります。

併せて、昨年度設置いたしました「名寄市学校支援地域本部事業」につきましても地域の教育力向上と青少年の健全育成を図り、地域住民・各種団体等が連携して学校を支援する体制を整えるために新年度は新たな対象中学校区を加えるなど、その一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

先ず初めに、生涯学習について申し上げます。

昨年は「心豊かな人と文化を育むまちづくり」をめざし、初めて生涯学習フェスティバルを開催いたしました。その成果を踏まえ、多くの市民が様々なことを学び、その学んだことをまちづくりなどにつなげていくフェスティバルを本年も開催いたします。

また、市民講座は、趣味教養の講座「心と暮らしに潤いを」、生活課題の講座「暮らしに役立つ」、そして社会課題の講座「世の中を考える」の3つのシリーズを本年も実施し、道民カレッジと連携した講座として学習の場を提供してまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館では、新年度も市民の必要としている情報を迅速かつ的確に提供する拠点施設として蔵書の充実や資料収集に努めるとともに、市民が求める情報を図書館の資料や機能を活用し、更には他館との連携強化を図りながら提供するなど、利用者へのレファレンスサービスの向上に努めてまいります。また、子どもの読書活動を推進するために学校図書館や関係機関と連携しながら、子どもの本選定に役立つ情報の提供や団体貸出の充実を図り、読書活動の普及啓発に努めてまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

2009年（今年）は、天文学の父ガリレオ・ガリレイによる天体望遠鏡を用いた初めての天体観測から400年目にあたることを記念し、世界天文年の年と位置づけられております。

世界各国で天文イベントが計画されており、木原天文台でも今年7月に国内で見られる「日食」の観望会や15年ぶりに見られる「環のない土星」の観望会を計画するなど、世界天文年にちなんだイベントを開催して、天文普及の促進を図ってまいります。

新天文台の工事は、雪解けを待って本格的に始

まり、本年12月には建物が完成する予定となっております。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、基礎・基本の定着と自ら学び自ら考える力の育成を図るなど、「確かな学力」を培うよう教育内容の充実に努めるとともに、他人を思いやる心や命を大切に作る心、美しいものに感動する心など「豊かな心」を育み、社会的なマナーや自制心、自立心を養うなど、家庭や地域と一層の連携・協力を図りながら期待と信頼に応える学校教育の実現に努めてまいります。

学力の向上につきましては、「全国学力・学習状況調査」の分析・考察に基づいて、「学習習慣の定着」や「自己のよさを感じとり、道徳的実践力を発揮できる取組」を新たな視点として加えた「指導改善プラン」を作成いたしました。今後は、このプランを活用して各学校における児童生徒一人ひとりの能力や興味・関心が高められ、一層の学力の定着が図られるよう努めてまいります。

人としての生き方を身につけさせるためには、規範意識や社会性などを育成することが重要であります。昨年度新たに設置いたしました名寄市職場体験連絡協議会等の一層の充実に図る中で、子どもたちの望ましい勤労観の育成に努めてまいります。

また、中学校3校に配置しております「心の教室相談員」による教育相談活動や名寄市生徒指導連絡協議会の機能の一層の充実に図ることで、思春期の子どもたちの悩みや不安を受け止め、心の安定を図るとともに、いじめや不登校、携帯電話など情報機器の光と陰、また、大麻など薬物乱用に係る教育の推進を図り、問題行動の未然防止に努めてまいります。

国際理解教育につきましては、国際化が進展する中、英語指導助手を積極的に活用し、英語によるコミュニケーション能力を育成し、外国の文化や伝統の理解を深めるなど一層の充実に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、各学校における校内体制の整備や専門家チームによる教育相談及び発達検査など児童生徒及び保護者の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めてまいります。

名寄市立大学との連携のもとに行われております特別支援教育推進実践学校事業における学生支援員の派遣や、子どもたちの継続的な支援に対応する特別支援教育支援員及び医療行為の必要な児童生徒をサポートする看護師の配置につきましても、引き続き取り組んでまいります。

また、グランドモデル地域指定事業の成果として作成されました名寄版個別の支援計画「すくらむ」等の活用を図り、関係機関の連携による継続した支援体制の構築を図る地域のネットワークづくりへの取り組みを進めるなど、今後も特別支援教育の円滑な推進を図り、子どもたちのよりよい教育環境の整備に努めてまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、名寄東中学校屋内運動場の改築に関する地質調査及び実施設計に着手してまいります。

風連中学校の施設移転につきましては、北海道教育委員会と閉校後の風連高等学校の施設を中学校として活用していくための具体的な協議を進めるとともに、施設改修に係る実施設計に着手してまいります。

なお、両校の改築改修に係る実施設計にあたりましては、教職員、保護者、地域の方々からの要望もお聴きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、高等学校教育の振興について申し上げます。

本年4月に名寄光凌高等学校と名寄農業高等学校が再編統合されて名寄産業高等学校が開校となります。同校は学科集合型の職業高校であり、学科間の連携や地域との交流が積極的に展開される中で、将来の地域産業を担う職業人の育成が期待されるところであります。上川北学区の中学校卒業生数の減少は、今春がピークながらも、今後も

継続するものと推計されております。進学者の多様な選択肢の確保と地域に根ざした産業教育の充実を図るため、高等学校のより良い教育環境の維持について北海道教育委員会に対し引き続き要望等を行ってまいります。

また、平成21年度末をもって閉校となる風連高等学校につきましては、新年度においても、在学生に対する教育環境の保障を北海道教育委員会をお願いするとともに、輝かしい59年の歴史と教育実践の足跡を記念する事業に対して支援をしてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

名寄市教育委員会では、昨年4月から、名寄小学校並びに風連中央小学校に各1名の栄養教諭を配置し、子どもたちの具体的な食に関する指導を進めてまいりました。

本年4月からは、指導対象を市内全小・中学校に拡大して、栄養教諭を在籍校である名寄小学校・風連中央小学校から連携校へ派遣し、食に関する指導を進めてまいります。

学校給食における食品の安全確保につきましては、昨年、「事故米」の不正流通に端を発生し、食品の内容表示等の偽装など、国内外でその安全性が大きな社会問題となりました。名寄市の学校給食センターでは、安全・安心な学校給食を提供するという使命感のもと、地産地消を基本とし、食品添加物が使用されていない食材や、道内・国内で製造されている製品を食材として今後も使用してまいります。

次に、学校給食用食材供給施設について申し上げます。

名寄市教育委員会では、今後における学校給食の主食用パンを安定供給するため、学校給食用食材供給施設の整備を進めてまいりました。施設は、3月末で改修工事が完了することに伴い、この施設を利用してパンを製造する施設利用者を一般公募により選定するなど、4月からの供用開始に向け、作業を進めております。

学校給食費につきましては、現価格における平成21年度以降の給食提供は厳しい状況となっていることから、保護者への「学校給食費に係わるアンケート調査」を実施し、意向を確認したところであります。アンケートの結果では、安全安心の確保、栄養価の維持など様々な視点から値上げも止む無しとの意見が大勢を占めましたが、世界的金融危機に端を発生した不況の波を受け、経済状況の好転の兆しが見えないことなどから学校給食会としては、今直ちに給食費の値上げを実施する段階でないと判断し、当面は、運営引当金による赤字補填をするなど、値上げをしない方向で努力をすることとなっております。

次に家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着などを目的とした、幼児と親が対象の家庭教育支援講座「親子で遊ぼう」を新年度も実施するとともに、新たに小学生の親子や父親を対象とした家庭教育支援事業を進めてまいります。

次にスポーツの振興について申し上げます。

誰でも、いつでも、どこでも生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、引き続きスポーツ施設の整備や改修、学校開放事業の推進を図るなど環境整備に努めてまいります。

また、スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援・充実、スポーツ情報の収集・提供などを体育協会、地域スポーツクラブ、体育指導委員などと協力して進めてまいります。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

子どもたちが自然の中で共同生活を通じ様々なことを学ぶ「へっちゃランド」、豊かな人間性と社会性を培うため、様々な直接体験を経験する「わくわく！体験子ども塾」など自然、体験、交流などをテーマとした事業を新年度も実施いたします。

次に女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、同好会活動や各種講座

の開設を通して、文化的な活動の機会を提供するとともに、自由来館型となっている児童センターでは、安全・安心な遊びや体験活動、スポーツに親しむ場としての環境整備に努めてまいります。

また、南児童クラブでは保護者が安心して働けるよう、放課後における児童の安全確保と子どもの学習や交流の場の保証など学童保育の充実に努めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

青少年を取り巻く社会環境の変化は子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼしています。青少年センターでは新年度も日常の指導活動を通して青少年の問題行動を早期に発見し適切な指導に努めるとともに、市内小中高等学校や関係機関との連携を一層進めてまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

教育相談の窓口としての「ハートダイヤル」を通して、いじめ・不登校などに関する悩みについての相談体制を今後も充実させるとともに適応指導教室では、子どもたちの心情や悩みを受け止め、保護者や学校と連携を深める中で学校復帰へ向けての支援をしてまいります。

次に芸術・文化活動について申し上げます。

本年も、芸術文化鑑賞バスツアーを6回予定し、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めてまいります。

また、市民団体・サークルの交流や発表の機会を拡充し活動の促進を図るために、新たな文化大ホールの建設に向けて、その時期や規模などの検討を進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度は地域理解を自然分野から深めることを目的に、北国の自然の魅力をテーマとした展示会の開催を予定しております。

また、3年計画で進めております常設展示室情報コーナーの更新については、最終年となることから、三面スクリーンの映像内容と機器の更新をすることとしております。

文化財につきましては、「九度山」（くどさん）の山頂部が国の名勝（めいしょう）指定に予定されていることから、保存管理計画の策定をしてまいりたいと考えております。

以上、平成21年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に応える教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で平成21年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の勤務時間が本年4月1日から1日7時間45分に短縮され、あわせて育児短時間勤務職員の勤務時間等も改正されることとなり、また従来より国や他自治体を取り入れております育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、早出遅出勤務制度についても本市の職員も同様の措置を講ずるべく、関係条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第1号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

特別職及び教育長の期末手当にかかわる役職加算については、平成21年3月31日までの間凍結するものとしておりますが、本件は現在の本市の財政状況にかんがみ、当該凍結期間を当分の間に改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第3号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市風連国民健康保険診療所では、平成19年12月から在宅療養支援診療所として往診や訪問看護を行う在宅終末期医療に取り組んでおり、その対象者は増加する傾向にあります。本医療の実施には、緊急時の対応として24時間体制が必要であることから、本件は本診療所に勤務する職員に対し、名寄市立総合病院に勤務する職員同様、待機手当及び緊急呼び出し手当を支給できるようにするとともに、勤務時間等の改正に伴う措置もあわせて行うべく、名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年4月1日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の適用を受け、学校法人名寄大谷学園認定こども園が設置されることから、同園に入所定員を移譲する名寄市中央保育所を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議案第6号の関係で、今ほど市長の平成21年度の執行方針の中でもこの件について触れられておまして、中央保育所が3月27日に閉所式を行うと、こういうことで

ございましたけれども、これらを閉所して、跡利用と申しましょうか、これらについて執行方針の中でも触れられておりませんが、今後どのような対応を考えておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 中央保育所の跡利用につきましては、ただいまのところ検討しておりますけれども、施設が老朽化している等も踏まえまして、まだ結論には至っていない状況でございます。たまさか見積もりをとりましたら、解体するには800万円ほどの費用がかかるということでございまして、引き続き検討を続けてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 検討をされるということですから、それ以上の答えはないのかもしれませんが、少なくとも認定こども園の関係で中央保育所の関係が整理をされるというか、閉所をするという形は、私はある面一体に物事を考えていかなければならないのではないかというふうに思うのであります。したがって、現在幾つかの考え方を持って閉所をして、その後の取り扱いについて方向づけをしていくと、少なくともこういう形が明らかにされるべきではないのかと。したがって、市政執行方針の中でもそうした部分が触れられるのかなというふうに思っていたわけでありまして、そうでもないということでありまして、この件については老朽化をして、例えば整理をして、整理をしてというのは整地をして、跡地の利用をどうしていくのかとか、あるいは現在の建物を含めて何かに使うのかどうなのか。少なくともそのぐらいの方向性については、考え方をもちながら閉所をして、閉所後の跡地利用を考えていくということが極めて一般的かなというふうに思うわけでありまして、今の答弁だけでは全く答えはないということなのかどうなのか、再度お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在の中央保育所の跡利用につきましては、当初認定こども園を設置する計画のときに両方の施設と申しますか、幼稚園のほうの施設と、それから保育所の施設を両方を有効活用して、現在の保育所については御指摘のとおり老朽化が進んでおりますので、一部手直しをしながら運営をするという方向で作業を進めておりましたが、どうしても運営上一体化をしないと運営がうまく進んでいかないと、こういうことが急遽変更になりまして、結局は大谷幼稚園さんのほうに施設を統合してという整理を1ついたしました。その後去年の4月から行革の推進本部を立ち上げまして、公共施設のあり方検討ということで3つの部会のうちの一つの部会で現在検討を進めておりますけれども、福祉事務所長がお答えをしたように現在のところまだ具体的な跡利用については煮詰まっております。今後場合によっては、ボランティアの方あるいは町内の方にも相談をしながら、どの程度の改修をするとういう施設の活用ができるのかも含めて、ぜひ早急に検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） これは、もう相当以前というちょっと語弊があるかもしれませんが、老朽化の問題も含めて、これらを4つの公立保育所をどうするか、建てかえの問題を含めての議論が実はあつたりして、そして相当以前の議会の中でも託老所への要望だとか、いろんな議論があつたと私は記憶しているのです。したがって、具体的に認定こども園として、そうした部分で民間にとういか、保育行政の一部をこども園としてやっていくことについては議論があつたわけですから、しかしこれらの跡を廃止をしてから考えるというのも、今副市長からも話がありましたように行政改革の一環でのいろんな議論があるとすれば、建物があるということはやっぱり

それなりの維持管理というものが係っていくことになるというふうには私に思うのでありまして、早目に対応をしっかりと打ち出して、そして跡地の利用も含めて、跡地とういか、跡施設でもいいのですけれども、そういう一貫した行政姿勢をもって提起をされることを期待をしたいと思っております。ぜひ早急な議論と、あるいは市民的な議論が必要だとすればそうした対応をしっかりととりながら、方向づけをしていくことを要望して終わりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市における乳幼児等の医療給付事業は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき条例化し

ております。本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により本年4月から同要綱が改正されることから、名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例について所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市における重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療給付事業の実施は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき条例化しております。本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行

及び重度心身障害者医療給付事業の対象となる受給者に対する身体障害者手帳の認定表現の見直しにより同事業補助金交付要綱が改正されることから、名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例について所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間における保険料率を定めるため、名寄市介護保険条例を改正しようとするものであります。

なお、第1号被保険者の保険料の基準額につき

ましては、介護報酬改定に伴う保険料上昇分を介護従事者処遇改善臨時特例基金及び介護給付費準備基金を取り崩すことにより抑制するため、第3期と同額の4万4,000円となります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） ただいま第9号議案の関係、介護保険の部分で市長から提案理由の説明がありましたように、第1号被保険者の利用料というか、料金が第3期と同額で引き上げをしないという提案があったわけでありまして、一、二についてお尋ねを申し上げたいと思います。

1つは、平成18年度に医療保険制度の改正がありまして、いわば療養病棟の再編問題があったと思うのであります。平成18年から介護保険の世界と申しましうか、分野での介護療養病棟13万床、全国です、これらを23年までに廃止をするというようなことだとか、あるいは医療療養型の病床も25万床から削減をしていくというような形で具体的な取り組みがなされてきているのかなと。したがって、これらの取り組みで、いわば看護難民が出るのではないかと、こういう心配と申しましうか、いろんな議論もあったのも事実であります。名寄市におきまして東病院での介護型療養ベッドの、あるいは市内の医療法人の民間の病院についてもそうしたベッドを持っていたわけでありまして、これらが削減をされている事実があるわけでありまして、東病院は多分60床だったかなと思うのでありまして、いわば今回の第4期の議論をするときにこれら介護療養病床が名寄市内で何床削減をされて、そして金額的なことまではしっかりとわかりませんが、一般論としてそうした部分がカットをされることによって、いわば費用の関係を含めて反映をされていくというふうに思うわけで

ありまして、1つには市内におけるそうした介護型療養病床が名寄市内でどの程度カットされて、それが今回の議論の中でどういう議論がなされたのか、まずお知らせをいただきたいと。

2つ目には、市長の提案理由の説明の中にもありましたけれども、剰余金と申しましうか、基金の関係を取り崩して一部充てると、こういう提案理由の説明がありましたけれども、現段階でと申しましうか、平成20年度末で予定をされている基金はどの程度になるのか、あるいはこの基金を今後どのように活用しようと考えているのかどうか、この2点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず、介護保険料の部分につきましては、名寄市保健医療福祉推進協議会の中の高齢者部会というところで4回の協議をいたしまして、その中の視点といたしましては、どのような介護サービスとどのような料金体系を目指していくかということでアンケート調査を実施いたしまして、その中の答えでは今までと同様のサービス、それに同様の保険料というような部分が大半を占めているという経過がございました。それで、2番目のお答えとちょっと重複する部分があるのですが、医療費が今ちまた、巷間では介護従事者の労働報酬等の絡みもありまして、本来的には保険料が多少上がるのかというような試算をさまざまな療養計画の中から立てております。その中で今の部分を踏まえまして、若干は高目に推移するかという部分がございましたけれども、国の交付金措置がございまして、それを1年目は全額、2年目につきましては半額、3年目については保険者が賄うというような部分がございまして、それらを踏まえまして、まあまあフラットな状態で構成できるのかなというふうに考えてございます。そういった議論を踏まえまして、今回の介護保険料を第3期介護計画と同様の額にしようというふうに至っております。

それで、議員御指摘の東病院のベッド数と民間のベッド数については、ちょっと今手元に数値がないのですけれども、その部分の減少によりまして、介護保険料の部分で申しますと約1億円程度が支出が抑えられたのかというようなふうを考えております。

それから、基金につきましては現在約1億4,000万円ほどございますけれども、その中で先月20日に2次補正の関係で臨時議会で議決いただきました基金への積み立て分というのがございまして、この部分が当面の介護報酬アップ分の原資になるのですけれども、それを踏まえて、それと基金の中から大体同額程度の取り崩しの中で介護保険料を背負うというような形で考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 1つには、少なくとも介護療養ベッドがなくなって、介護保険の世界から医療保険の世界に移るわけですね。したがって、それは今話にあったおおむね1億円程度かと、こういう話でありまして、介護保険の事業費等々を整理をする段階で、少なくとも18年からの第3期のときにはそれらがもちろん含まれていたわけであったと思うのであります。今回の第4期の部分ではもう既になくなっていくとすれば、これは利用できないわけです。介護保険者の側として、実際には利用できないわけですから、そのところは施設というか、なくなることによって事業費総体が事業量として落ち込みが出ているわけでありまして、ですから人数の関係等々もあるけれども、現状維持というのが今の時代で極めて評価をする部分なのかもしれませんけれども、私はもっと申し上げれば減額ができる状況にあったのではないのかという思いがあるものですから、今あえて聞いているわけでありまして、ですから、介護保険の事業費そのものがこの3年間でふえてきている部分もちろんあることは承知をいたします。同時に、もう一度申し上げますけれども、名寄市内では介護療養型の病床数が恐らく100

床以上なくなっておられるのではないかと。ですから、そういう面では1億円ぐらいというようなお話でありましたけれども、いわば第1号被保険者の料金にと申しまししょうか、反映される状況に全くないのかどうなのかということでは、それだけはいささかでもやっぱりあるのでないのかと。

もう一つは、今お聞きをしたように基金の関係が1億4,000万円程度あると。これは、新年度予算の予算発表の際にもちょっとありましたけれども、介護職員の3%の引き上げについては、予算発表ばかりではなく新聞報道もありましたけれども、今話がありましたように初年度については2分の2充てる交付税の対応があるのではないのかと。次年度は2分の1、そして3年度はそうした話がないわけでありまして、つまり3%を介護スタッフの賃金として引き上げる部分は、国が政策的にも整理をしていくという部分があるのではないのかというふうに思うわけでありまして、そういう面では4期、この3年間で1億4,000万円の基金があるとすれば、私はこれは目的税と申しまししょうか、3年間の中で精算できればいいわけでありまして、そういう面ではその基金の部分をこの3年の中でどういうぐあいに利用していくかによっては、いわば料金にはね返すことができるのではないのかというふうに思うわけでありまして、その点について再度お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず最初に、先ほど1億4,000万円と言いましたけれども、正確な数字で申しますと1億3,000万円でございます。1億3,009万2,000円ということでございます。訂正させていただきます。

それから、保険料の部分でございますけれども、今回の第4期計画というのは国のほうが示している部分で、第5期計画、この3年後の、後の3年を言うのでございますけれども、3年後最後の期間に大幅な制度改正をにらむということで、内容

的には4期事業はほとんど3期と同じ水準で動くというような部分も国が、あるいは道が言っているところがございます。それで、保険料の部分の関連する事業費の部分にまいますと、利用者の自然増に加えて在宅サービスがふえている。それから、1号被保険者の負担割合が現行は19%なのですけれども、20%になるということ。第4段階では6割の軽減も踏まえておまして、そういう部分、それから介護報酬、先ほども申しました3%アップという部分で、これら3点が給付増の部分ということになります。

それから、先ほどの東病院介護ベッドの減少は60床でございますけれども、北海道が今年の5月に実施しました名寄市内の医療機関療養病床転換意向アンケート結果におきましては、その時点で療養病床が221床、介護病床が8床の合計229床でございますけれども、24年度の当初につきまして各医療機関のアンケートでは療養病床が211床、一般病床が12床ということで、介護病床の動きが既にこの時点でもう8床からさらに一般病床に12床に移るということで、総数的には229床から223床ということで、ほとんど意向の部分では動いていないのかなということでございます。したがって、第4期の介護サービス費の部分で、病床的な部分の増床はないものというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 慎重な検討をされて、いわば保険料の第1号被保険者の介護保険料等々が設定をされたのだろうということの前提は私も理解をしているわけでありまして、単純に申し上げて、これは言うまでもなく3カ年計画で、3カ年計画による収支の状況がどうなのかと、そういうことだと思っております、介護保険の世界です。ですから、5期まであるわけでありまして、3期の部分でどうなのだと。だから、単純に言えば3期の部分で名寄市の部分では、1億4,000万円ではなく1億3,000万円という話ありました。

基金としてありました。それは、結局保険料がどうだったのかということか、あるいはサービスが、介護サービス全体がしぼんでいったのかどうなのか。第3期で1億3,000万円の基金というのは、大きく言えばそういうことでないかと。したがって、4期で見ていくときには3期の実績も含めれば、4期の部分については3年間で収支がとんとんになればいい見通しを立てればいいことである。そういう意味で今極めて厳しい状況にあるわけですから、しかも名寄においては先ほど申し上げましたように介護療養ベッドについては削減をされていて、どこへ行くかというか、行き先がないとは申しませんが、大変厳しい状況にもあったわけですから、つまり保険料だけがかかって介護サービスを受ける部分が減っていくような状況にあるのでないのかということ指摘をせざるを得ないのかなと。ただ、今福祉事務所長から話がありましたように19%、第1号被保険者は19%が20%に引き上がったということについては、そういう部分で引き上がる部分があるのかなというふうにも思いましたけれども、介護スタッフの3%の報酬引き上げの部分は国が交付税で対応するということを行っているわけですから、そのことは最終年度の3年目は出て、2年目から2分の1出てくる。3年目は全額出てくるのかもしれませんが、そのところはちょっとそれだけをとったらおかしいですけども、比較をして基金を温存をしなければならぬということについては理解がなかなかいびづらいというふうに思うのでありますけれども、私は3年1期で、3年間で収支が均衡になる第4期の介護保険という視点から見たときに、もう少しシビアに説明をして、そして市民理解を得るべきでないかというふうに思うのでありまして、別な機会になるかもしれませんが、ぜひそうした部分について少しく説明責任を果たすべきでないのかと。ただ、1点だけ、4期3年間の中で収支をとんとんにするという考え方については間

違えないかどうかについてお答えをいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今高見議員のほうから御指摘ありました3年間で収支をとんとんにするという部分は、まさにそうなのでございませぬけれども、第5期の計画が今国がどういうふうな方向を示してくるのかまるで見えない状況、それから一部うわさ的には何か変わった介護施設も出るのかなというような部分がございませぬ。その部分につきましては、当面話的な段階なのですが、それが仮に進んでいった場合には当然介護の負担が発生するという部分がございませぬ。国のほうの施策といたしましては、今の部分で3%増収分というか、増加分を交付税等で、交付金等で措置をするから、なるべく介護保険料を下げなさいというふうなのではございませぬけれども、単純に初年度、そして次年度に半額、3年度には保険者丸抱えという状態になりますと、3年間毎年毎年逆に言うと税金というか、保険料、保険料率が本来は動くことになるのではございませぬけれども、そういう部分も踏まえて、最後の第5期計画の大幅なものにらみながら、なるべく均等な負担というような考え方の中で今回の据え置きということを考えたところでございませぬので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、水道事業再評価における給水人口算定方法等の改定が行われ、新たな基準により再評価を行った結果、人口予測及び水需要予測の数値が変わったことから、名寄市水道事業の設置に関する条例で定めている給水人口数及び1日最大給水量を改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第11号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

事故の内容は、平成20年12月12日午後2時40分ごろ、名寄市西10条南1丁目交差点におきまして生活福祉部が所管する公用車が後方を十分に確認せず後進したため、停車中の相手方が所有するマイクロバスに衝突し、車両を破損させたものであります。

過失割合は本市が100%であり、相手方車両の損害料等として本市が160万2,985円を負担することで本市と相手方は合意に至りました。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を160万2,985円に定めるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 第11号なのですが、わからない点がありますので、お聞きしたいと思います。

生活福祉部が所管するごみ収集車なのですが、これは多分民間の業者のほうに貸しているのだらうかと、そういうふうに思います。その中でそれを貸しているのならば、それを貸すときに

対しての条件があると思うのですが、まずどこに貸しているか、もし貸しているときには貸しているときの条件を教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ごみ収集の車ということでありまして、名寄美装という会社のほうに貸しております。これにつきましては、もともと市が直営でごみ収集をやっておりまして、その車を委託料の中に無償貸与ということで契約を結びまして、車両を貸しております。今回その車が起こした事故であります。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 無償貸与ということですから、ただで貸しているということだと思えるのですけれども、それでは多分この会社でもそうなのですけれども、清掃業務については運転手ほか助手2名を乗っけてその業務に当たるということになっていると思うのです。そういうことになっているとしたら、そのときの助手の対応の仕方、横に乗っている対応の仕方は、停止したときには、後ろに、後方に下がるときには後方に行つて確認をしてから下がる、バックするというような形になっていると思うのです。そういうふうになっているにもかかわらずこういうことが起きたということは、それを怠ったのではないかと。だから、こういうことが出てきたのだらうと私は思います。それでありながら、まちが持っていて、要するに無償であつてもそこに貸し付けをしているものだったら、無償の相手が、借り受けしている会社のほうが100%悪いのですよね。ですから、市の車だから市が悪いのはわかるのですが、でもそれを借り受けしているならば借り受けをしている会社のほうに何の責任もなく、全部それを行政が背負わなければならないというのはどうもちょっと腑に落ちないところがあるのです。その辺をどのような形の中でやったか、後方の確認はなかったのか、運転手1人で乗ってやったのか、その辺わかりましたらお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 車両の後方確認の関係につきましては、生活福祉部長のほうからお願いしたいと思っています。

それで、無償貸与契約の関係につきましては、もともと先ほども言いましたように市が直営で収集した車を委託に出すときに委託料の金額を安く上げること含めまして、市で使わなくなった車を無償で貸して、それに対する車両保険等も市のほうで全部掛けておりました。本来であれば、ほかの車の場合につきましては無償で貸し付けする際には安全な運行管理を担保してもらうことも含めまして、任意保険等につきましては無償貸与を受けている側のほうにさせていただいたのですが、たまたまこの市有物件でいいますと約4万7,000円程度の安い保険で済むということもありまして、結果的には委託料を安く積算するということが含めまして任意保険料を市の市有物件という保険機構を使っておりましたので、この分につきましては21年度からにつきましては無償貸与の関係につきましてはもう少し条件整備はきちっと確認をしたい、見直しをしたいというふうに考えています。

なお、求償権の関係につきましては、無償貸与契約の中に故意または重大な過失があった場合については業者さんのほうに求償するというようにしてございまして、今回の場合につきましては後方確認の関係で、人的な問題についてはちょっと私今、後から生活福祉部長からお答えしますがけれども、通常の運行の中で起きた事故だというふうに考えてございまして、重大な過失というふうには考えておりませんので、現時点で求償するという点については考えておりません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 後方の安全確認につきましては、議員からお話ありましたように運転手、助手含めて複数で対応していたところで

ありますけれども、いずれにしてもその部分が不十分だったというふうに、その中でバックした中で衝突したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 後方確認が不十分だったというの、それはわかるのです。不十分だったから、こんな事故が起きるのです。ですから、私が聞いているのは、本当にそれを行ったのか、後ろに乗っていた人が後ろにおりてそれを確認をしたのかしないのか。したのだったら、こんなことにならないと思うのです。しなかったからなつたのだと思うのですけれども、それは怠慢なのです。ごみを収集するときなんていうのは、風連もそうなのですけれども、3人乗っていて、女の人も乗っているのですが、やはりとまったときには先におりて行って後ろを確認して、何か合図をしながらバックしています。あれが本当だと思うのです。それをしていなかったと思うのです。それは、当然やらなければならないことを怠ったのではないかなと、そんなことを思うのです。ですから、そういうことが絶対ないようにこれから気をつけていただかなければならないということなのですが、今部長から話ありましたように車のそれは条件はわかるのですが、ちょっとその辺わからないところがあるのですけれども、その車をどうしても市が使わないでそこに貸し付けをするものだったら、その会社にそれを買ってもらうというのですか、売却するというのですか、そんな方法をしていったらいいのではないかなと。そうすることによってそういう保険のことだとかもろろのことは、当然掛けなくていいのですから金額も安くなるのですし、やっぱり財政難の折からそういう小さいところから全部見直しをしていく、そんなことは考えられませんか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ごみの収集を安定的に対応する関係で、市の直営の業務から委託業

務に切りかえた段階で、今谷内議員おっしゃるとおり車両を市が使わなくなったとすれば売却するという方法も多分あったのでしょうかけれども、市のほうで耐用年数を上手に活用しながら、民間業者の方々に委託業務の車両という形で貸しておりまして、その辺含めましてその当時は一番いい方法ということで考えたのだと思っています。問題は、車両貸与の関係につきましては道路維持センターであるとか、福祉関係であるとか、それから今回の清掃業者であるとかということいろいろなところに貸しておりまして、一定程度保険関係につきましては使用する側のほうにということでも明確にしてきたつもりしているのですが、たまたま今回の清掃車につきましては、先ほど言いましたように保険料を安く上げることによって委託料そのものも安く組み立てできるという形でありましたので、これにつきましてはきちっと業者の責任を明確にする意味も含めまして、21年4月からの委託契約については委託料積算に任意保険料を盛り込みまして、それによりまして業者のほうにきちっと掛けさせて、事故対策も含めて対応させたいと思っています。

なお、事故が起きた後すぐ業者さんの社長さんも含め、業務担当する3人の方が来まして、安全注意義務違反については間違いなくうちのほうの不注意で起きた事故でありますのでということでのおわびもありまして、一応市役所のほうとしましてはてんまつ書をいただきまして、私のほうと生活福祉部長のほうで厳しく安全運行についての指導は注意をさせていただきました。そのような状況で済んでおりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第12号 市道路線の廃止について、議案第13号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 市道路線の廃止及び議案第13号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第12号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号3020、路線名、徳田しらかば5号通及び整理番号3021、路線名、徳田しらかば1号通について、両路線の終点側に接続する道路が整備され、市道として認定されることから、路線の終点及び延長を変更するため一たん廃止しようとするものであります。

次に、議案第13号 市道の認定について申し上げます。議案第12号により廃止する整理番号3020、路線名、徳田しらかば5号通は路線の終点の変更により177.06メートルの短縮となり、整理番号3021、路線名、徳田しらかば1号通は路線の終点の変更により163.11メートルの延長となることから、認定し直そうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第12号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第12号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第15 議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条第1項の規定によりその任に当たっていただいておりますが、本件は引き続き大谷純二氏、有門優氏及び西川剛弘氏の3名を同委員に選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。議案第14号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は同意することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第16 議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費と人件費の調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ3億6,007万1,000円を減額して、予算総額を193億1,228万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費で地域振興基金積立金(ふるさと納税)171万3,000円の追加は、名寄市ふるさと応援寄附条例施行日の平成20年9月3日から平成21年2月12日までに寄附をいただいた19名の皆さんの寄附金を寄附者の意向に沿ったまちづくりに生かすため、地域振興基金に積み立てようとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金4,945万8,000円の追加は、12月の特別交付税で病院事業に対する交付税措置額の確定に伴う増額分など2,445万8,000円と一般財源上乘せ分2,500万円を合わせて繰り出ししようとする

るものであります。

10款教育費におきまして減債基金積立金6,840万円の追加は、大学校舎整備の際に借り入れし、平成25年に償還を迎える満期一括債4億8,790万円の償還財源として積み立てしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う国庫支出金、道支出金など特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断して市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料でそれぞれ必要な調整を行いました。

また、19款繰入金では、財政調整基金繰入金を8,085万円減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正及び第4表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更あるいは追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第15号の26ページ、27ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費の備荒資金組合超過納付負担金7,000万円の追加は、大学校舎整備の際に借りかえした満期一括債の償還財源と退職手当組合負担金の精算に伴う追加負担分に備えるため、備荒資金組合に対し納付するものであります。

42、43ページをお開きください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の小児救急医療支援事業補助金1,867万1,000円の追加は、北海道の小児救急補助対象経費の拡大により小児救急

医療をお願いしている名寄市立総合病院へ補助するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で農山漁村活性化プロジェクト支援交付金5,900万円の追加は、国庫支出金を全額充当して道北なよろ農業協同組合が導入を進めています色彩選別機に対して助成しようとするものであります。

56、57ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で物産振興・新製品開発事業補助金100万円の追加は、パック入り納豆のフィルムシートに特殊な加工を加え、納豆がシートにつかず、手が汚れないなどの効果がある新製品を開発しました名寄土管製作所に対して補助しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。8ページ、9ページにお戻りください。1款市税、1項1目市民税、法人、法人税割1,915万6,000円の減額は、景気低迷などによる申告所得の減少に伴うものであります。

14、15ページをお開きください。16款道支出金、2項1目総務費補助金で地域政策総合補助金130万円の追加は、合併支援分として合併特例債の充当残5%相当額を地域政策総合補助金として支出されることになっておりまして、この事業費の確定に伴うものであります。

18、19ページをお開きください。18款寄附金407万9,000円の追加は、既に予算化したものを除きまして2月12日までに寄附採納されました一般寄附金、ふるさと納税寄附金、社会福祉費寄附金、教育費寄附金を計上するもので、寄附者の意向に沿いまして図書館蔵書の購入として予算計上したほか、地域振興基金に160万円、地域振興基金のふるさと納税分として171万3,000円、地域福祉基金に61万3,000円、文化スポーツ振興基金に10万4,000円それぞれ積み立てするものであります。

22、23ページをお開きください。21款諸

収入、4項5目雑入の広告収入54万9,000円の追加は、広報及びホームページの広告収入であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第17 議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして増加傾向にある保険給付費と年度末における事業見込みによる各費目の増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1億3,092万1,000円を追加し、予算総額を33億2,513万3,000円に、直診勘定におきまして主に診療収入等の追加と執行残等による減額を行うもので、歳入歳出それぞれ1,08万5,000円を減額し、予算総額を1億

3,058万9,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の主な内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費や事務費などの不用額の調整により471万8,000円を減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、医療費の増加傾向を踏まえ、一般被保険者療養給付費など2億2,052万円を追加しようとするものであります。

7款共同事業拠出金では、拠出金の額の確定により8,553万7,000円を減額しようとするものであります。

8款保健事業費では、不用額の調整等により424万9,000円を減額しようとするものであります。

9款積立金では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分で35万9,000円を追加しようとするものであります。

11款諸支出金では、19年度療養給付費の精算金等により454万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者国民健康保険税で被保険者の異動等により1,000万円を減額しようとするものであります。

各負担金等の額の確定により、2款国庫支出金では2億2,289万8,000円を追加し、3款療養給付費等交付金では4,689万4,000円を減額し、5款道支出金では4,143万4,000円を追加し、6款共同事業交付金では5,262万1,000円を減額しようとするものであります。

7款財産収入では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分として35万9,000円を追加しようとするものであります。

8款繰入金では、2,425万5,000円を減額し、調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、執行残等の整理により182万

4,000円を減額し、2款医業費では外来患者増に伴う医薬材料費等で73万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では、外来患者増により903万8,000円を、2款使用料及び手数料では手数料の増により61万1,000円を追加し、4款繰入金では予算調整のため1,086万9,000円を減額し、5款諸収入では雑入関係の整理により13万5,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調

整を行うものであり、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ8,932万8,000円を減額し、予算総額を18億280万6,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ799万9,000円を減額し、予算総額を6億4,400万4,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ1,269万2,000円を減額し、予算総額を4億4,148万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では、一般管理費の委託料におきまして介護報酬改定等に伴うシステム改修により437万9,000円を追加し、2款保険給付費では施設介護サービス給付費におきまして2,611万1,000円を、介護予防サービス給付費におきまして4,000万円をそれぞれ減額し、4款地域支援事業費では介護予防特定高齢者施策事業費におきまして640万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款道支出金では、歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額しようとするものでありますが、4款国庫支出金のうち介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金として63万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄及びサービス事業勘定・風連につきましては、名寄市特別養護老人ホーム清峰園、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ等の指定管理委託料の減額を主な理由として歳入歳出の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,454万6,000円を減額し、予算総額を21億4,802万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により653万9,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、各費目の調整により1,000万円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、消費税で平成20年度分中間納付税額について199万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金等が減少となる見込みであることから291万円を減額しようとする

ものであります。

2款使用料及び手数料では、使用料の増等により2,318万6,000円を追加しようとするものであります。

3款国庫支出金では、事業費の確定により11万6,000円を減額しようとするものであります。

5款諸収入では、リサイクル品売払収入等として112万4,000円を減額しようとするものであります。

6款市債では、事業費の確定により210万円を減額しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金で3,148万2,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整

備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ783万4,000円を減額し、予算総額を8,362万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、事業の確定に伴う調整により783万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者分担金の減により51万6,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、94万7,000円を増額しようとするものであります。

5款市債では、事業費の確定により570万円を減額しようとするものであります。

3款繰入金では、67万1,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の調整を図るものであり、歳入歳出それぞれ291万5,000円を減額して、予算総額を4,844万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。主に事業の確定に伴う各費目の調整により、1款簡易水道事業費では290万6,000円を、3款諸支出金では9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、簡易水道使用料が減少の見込みであることから39万8,000円を減額し、2款繰入金では一般会計繰入金で251万7,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、予算総額を3,807万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、人件費等の確定により3万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い量の減少により取扱高利用料60万4,000円を減額し、2款繰入金では63万4,000円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ192万8,000円を減額して、予算総額を1,697万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター整備事業費等の確定により192万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金におきまして192万8,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ485万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億9,495万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、平成21年度の後期高齢者医療保険料等に対応するための後期高齢者システム改修等で485万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、共済費分である3万9,000円を追加、4款国庫支出金では事業費の確定に伴い、特別調整交付金で61万2,000円、高齢者医療制度円滑運営事務費補助金で420万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり病院事業会計各収支見通しにより必要な関係部分を調整し、補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして東病院の入院患者数増があるものの、市立病院の入院患者数減少により入院収益では3,208万7,000円を減額、外来の診療単価の減額及び東病院外来患者数減少により外来収益では9,092万9,000円を減額、他会計負担金では市立病院の救急医療の確保に要する経費で70万9,000円を追加、その他医業収益では市立病院の人間ドック

等の医療相談収益と東病院の診断書料等で508万5,000円を減額、次に医業外収益におきまして他会計補助金では市立病院の共済追加費用負担に要する経費122万7,000円を減額、他会計負担金では企業債償還利子に要する経費、小児科運営等に対する一般会計負担金で4,822万円を追加、その他医業外収益では実費徴収等で557万5,000円を追加、補助金では市立病院の病院群輪番制病院運営事業費等で2,325万5,000円を追加、負担金交付金では市立病院の医師を近隣市町の病院に派遣する特別医師派遣負担金等で199万3,000円を追加、保育施設収益では市立病院院内保育料で324万5,000円を追加し、総額を74億7,308万8,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費では市立病院看護師の採用者が予定を下回った等により1億1,402万3,000円を減額、材料費では市立病院の薬品等で1,000万円を減額、経費では市立病院の医療機器賃借料の増加により5,219万9,000円を追加、研究研修費では市立病院の医師の道外研修旅費等で222万6,000円を追加、次に医業外費用におきましては支払利息及び企業債取扱諸費では市立病院の長期償還利子等で703万円を減額、雑支出では市立病院の控除対象外消費税等で435万3,000円を減額、次に特別損失におきまして市立病院の看護師等修学資金貸付金償還免除で35万円を減額し、総額を77億5,808万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債では市立病院の増改築事業等で7,220万円を減額、出資金では市立病院の企業債償還元金に要する経費で128万6,000円を減額、負担金では市立病院看護師確保に要する経費の一般会計負担分で252万円を追加、道補助金では新型インフルエンザ患者入院

医療機関開設整備で215万3,000円を追加、総額を23億855万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費では市立病院のインフルエンザ患者入院対応人工呼吸器の購入費の追加及び増改築工事の執行残で5,991万2,000円を減額、償還金では市立病院の長期償還元金で86万2,000円を追加、投資では市立病院看護師3名の修学資金貸付金で252万円を追加、総額を24億7,005万6,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり予算の調整をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では3,802万9,000円を追加し、総額を6億1,808万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、給水収益で3,513万2,000円の追加、受託工事収益で106万4,000円の追加であります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では301万3,000円を追加し、総額を5億9,975万3,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、事業費確定に伴う各費目の計数整理であります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では1,019万8,000円を減額し、総額を1億614万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、各費目における事業費確定による減額と企業債で対象事業費の確定に伴い846万円の減額であります。

次に、資本的支出について申し上げます。資本的支出では749万4,000円を減額し、総額を3億2,673万4,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、事業費確定に伴う各費目の計数整理であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算、議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算、議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算並びに議案第27号から議案第37号までの各特別会計予算及び各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、地方公共団体の財政の健全化法に基づく財政の健全化と行財政改革の着実な推進を基本にしながら、新総合計画の具現化を最優先に、新規では認定こども園運営支援事業、東小学校屋内運動場実施設計、南2丁目通踏切拡幅改

良事業などを、また継続では天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、風連本町地区市街地再開発事業などハード、ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮して編成いたしました。

一般会計予算の総額は199億8,215万4,000円で、前年度比プラス8.1%、14億9,796万1,000円の増額となりました。普通建設事業費が前年度比54.3%増と大きく伸びたことと補償金免除繰上償還に伴う借換債を2億1,340万円計上したことが主な要因であります。収支不足を補う基金の取り崩し額は、前年度比29.3%減の4億3,031万円で、このうち財源調整的な基金である財政調整基金の取り崩し額は3億740万1,000円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。平成21年度国民健康保険特別会計外8特別会計の予算総額は84億4,366万9,000円で、前年度比3.7%の減となっております。これは、老人保健事業特別会計が平成19年度における過誤による請求漏れなどを対象とした予算計上になったことで、前年度比マイナス96.0%と大きく減少したことが主な要因であります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は115億3,516万9,000円で、前年度比12.3%の増となっております。これは、病院事業会計で22億2,370万円の補償金免除繰上償還に伴う借換債を計上したことが主な要因であります。

以上によりまして、平成21年度全会計の予算総額は399億6,099万2,000円となり、前年度比6.5%の増となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号外11件については、本会議質疑を省略し、全議員

をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号外11件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市市営住宅風舞団地346号に入居している借家人が家賃を平成14年5月分から滞納しており、本人及び保証人に対して再三にわたり納付催告や呼び出しを行ってきたにもかかわらず、これら督促に全く応じようとせず、納付の意思が見られないことから、住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いの訴訟を提起したものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 報告第1号についてお尋ねしたいと思いますけれども、私自身このような報告、専決処分というのは初めてなものですので、間違いがあるかもしれませんけれども、お許しのほどをお願いいたしたいと思っております。

まず、このことについて216万6,000円です。この金額があるということを事前に聞かせていただきましたけれども、本当に大変な方だなと思います。それで、これを見ますと合併前の風連町時代からの未収金だったそうですけれども、本当にこんなことはあってはならなかったのですけれども、この金額を知らされるまで私自身もこんなに長い間こんなに多くの金額があるとは知りませんでした。そんな中でこれを見ますと、専決処分をするのですけれども、もし家を明け渡すとしたら、この人は行くところがない人だと思います。そういうときに行くところがなくても強制執行でというのですか、裁判所に訴えてそれをするのだと思いますが、それでもそこから明け渡しを求めることがあるのか、その辺はお聞きしたいのと、またその反面、216万円もなった。このときに私自身監査委員の方にお伺いしたいのですが、今までの監査報告の中で収入の部についての監査報告は受けたことございません。また、このような金額になるまでの間に一回でもこのような形で未収金があるというような監査報告を受けていたならばそれは理解できるのですが、そのような報告も一回も受けない中でこのような処分をするのはいかがかなと、このように思いますが、その辺はどうですか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） もとの風連町時代からあったというふうに私も認識しておりますけれども、この間も保証人の方も含めて、このように至るまで何回も再三にわたって、夜、昼、数度にわたって家庭訪問なりをさせていただきました。しかし、全然応じていただけるような様子もなく、これは風連町の時代からそうだったそうでありますから、この際は入居者の公平、公正な立場から申し上げて、あってはならないことという判断をさせていただきました。こういう処置をとらせていただくというふうに思っています。

明け渡した後の入居の件に関しては、これから

裁判、司法のほうにゆだねますけれども、その間期間がございますから、私どもで対応をするといってもなかなか難しい状況にもございます。何せ会えない状況にございますから、それも含めて本人で対応していただくというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 森山監査委員。

○監査委員（森山良悦君） 2点にわたって御質問を受けたいと思います。1点目でございますけれども、収入の部で報告を受けていないということでございますけれども、監査の収入に関する報告でございますけれども、おおむね3点ございます。1つは例月出納検査、2つ目は定期監査、3つ目は決算審査でございます。いずれも報告については提出をさせていただいているところでございますし、特に決算審査におきましては19年度におきまして総体的に前年より増加の傾向がありましたものですから、公平の立場からも徴収等未収金の圧縮に関しては努力をいただきたいというふうに意見を述べているところでございます。

2つ目の個人の部分でございますけれども、個々の未収に関しては監査委員としては知るすべがございませんので、これに関しては大きな傾向として先ほど報告申し上げた、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、200万円も7年間も未納にしたなら、本当に外にほっぽり出しても仕方ないのかなと思うのです。でも、今もう去年の暮れから行われているように労働者が職を追われてあんなような形になってしまうのかなというのは予測されるのです。そのようになったときに、それはそんな心遣いをすることはないのかもしれないかもしれませんが、そんなこともあるので、保証人もいますので、保証人との協議の中でそれなりの協議をしてほしいなど、そんなことを思いますので、その辺をお願いした

いと思います。

また、監査委員さんの、代表監査から意見がありましたけれども、それは個人情報もあるからだと思うのですが、ただ私の考えとしてはやはり公営住宅に入っていると。市営住宅ですから、市の住宅に入っている、その家賃ですから、やはりその辺はしっかりと金額はともかくとしてもこんなようながありますよと。できるなら、名前は伏せておいてもいいのですけれども、これぐらいの未収金があるよとか、それぐらいの報告ぐらいはお願いしたいなと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第29 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件の内容は、平成20年6月上旬、名寄市内淵一般廃棄物最終処分場に隣接する名寄市字内淵313番地の圃場におきまして、カラスが移植したカボチャの苗を5,096平方メートルにわたり引き抜き、37万4,446円の損害が発生いたしました。被害を与えたカラスの主な生息場所は一般廃棄物最終処分場であることから、損害額の90%を本市が補償することで地権者との協議が調ったものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第30 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、平成20年2月28日午後1時40分ごろ、旭川市東鷹栖4線2032番地1の道央自動車道におきまして経済部が所管する公用車が吹雪で視界不良の中、衝突事故を起こした際、交通事故処理のため道路上を歩いていた相手方を巻き込み、負傷させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方に対する治療費及び慰謝料を含む損害賠償として本市が18万7,640円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項により御報告を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護

委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の
人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行
っておりますが、平成21年6月30日をもって
野田正昭委員が任期満了となります。本件は、再
度同委員を人権擁護委員の候補者として推薦いた
したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ
り議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適
任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたし
ました。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 田 中 好 望

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月15日までの
9日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月15日までの9日間を休
会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程は
すべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。